

令和4年3月17日(木)
(教) 高校教育課
教科指導係(原)
内線番号4646

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

群馬県立高等学校管理に関する規則(昭和41年教育委員会規則第13号)を次のとおり改めます。

- (1) 第15条及び第16条第1項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。
- (2) 第51条第3項中「保護者」の下に「その他の当該生徒の就学に要する経費を負担すべき者」を加える。

2 改正の理由

- (1) 令和4年4月に実施される新高等学校学習指導要領により、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に名称変更されるため。
- (2) 令和4年4月に施行される民法の改正により、成年年齢が18歳に引き下げられることを受け、成年年齢に達した生徒の父母等が学校教育法上の保護者に該当しなくなり、成年年齢に達した生徒の授業料等の徴収に当たり、これまでの取扱いと異なることとなる等の誤解が生じないようにするため。

3 施行期日

令和4年4月1日